

大阪市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月3日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年2月17日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名        | 除却実施場所        | 物件   |
|------------|---------------|------|
| 平野区第1612号線 | 平野区平野市町3丁目5番先 | リヤカー |

(建設局総務部管理課)